

大正期一地方企業家の軌跡

—— 京都府相楽郡の住人松岡孝吉の場合 ——

藤田貞一郎

目次

- 一、はじめに
- 二、松岡孝吉のひととなり
- 三、山城水力電気・和束川水力電気・笠置水力電気
- 四、笠置電気軌道
- 五、おわりに

一、はじめに

明治維新後の日本経済の近代化過程においてビジネスの社会的地位の向上に努め、工業化の推進者となつた企業家には、幾つかのタイプがみられる。主要なものとしては(1)淡沢栄一、五代友厚のような指導者型企業家、(2)安田善次郎・岩崎弥太郎による政商型企業家、(3)山辺丈夫・大川平三郎のごとき技術者型企業家、(4)伊藤小左衛門・岡田良一郎に例証される地方名望家型企業家があるとされる(杉山和雄「明治期の企業経営」小林正彬他編『日本経営史を学

ここにとりあげる松岡孝吉は電力事業を中心に鉄道建設なども構想して、大正、昭和前期に活躍した人物であり、その点右の分類でいう(4)に完全に適合するとはいえないであろう。が、しかし、以下に紹介するその行動の軌跡が示すように、第一次大戦後の電力業界編成替過程の動きの中に大電力会社のサラリーマンに転身し、その後取締役ついで社長に就任した静岡県下の水力電気会社もまた東京電燈へ譲渡され、自らは還暦を迎えるという生涯は明治期ならざる大正期に入つてビジネスの世界で行動を開始したが故の、地方名望家型企業家の企業活動の具体例のひとつと考えていいのではないだろうか(以下特に断らぬ限りいすれも『松岡家文書』による史実)。

二、松岡孝吉のひととなり

松岡孝吉は、明治一二年(一八七九)一一月一〇日、当時京都府相楽郡加茂村字觀音寺四三番戸に上層農民——庄屋筋・幕末期には一時大庄屋——の家格の長男として生まれている。二七年三月加茂高等小学校を卒業、同年四月から三〇年一〇月まで奈良市の佐々木塾で漢学を修める。さらに三四四年二月から同年一一月まで京都簿記学校に学んでいる。学歴はここで終るが、四一年八月相楽郡郡會議員、四二年六月から大正元年(一九一二)八月まで相楽郡郡参事会員にそれぞれ選任され、地方政界で活動している。ビジネスの世界で地方名望家型企業家として活躍を始めるのは三〇歳代の後半である。

大正六年四月笠置水電株式会社取締役就任、同年一一月和束川水力電気株式会社創立委員長に選任、八年三月成立する和束川水力電気株式会社は間もなく山城水力電気株式会社に「買取」⁽¹⁾られるが、孝吉はこの山城水力の常務取締役に就任する。同じく大正八年八月笠置水電株式会社は、その二五日「笠置解散決議ノ臨時総会ヲ開」(孝吉日記)く

が、孝吉はその代表清算人に選任される。⁽²⁾ なお、笠置水電はこの結果、最終的にこれもまた孝吉当初の構想通り——これについては後述する——山城水力電気の手に「収」められ合併されることになる。

大正一〇年二月には、後に触れる笠置電気軌道の発起人として中心的役割を演ずる。

大正一年五月、山城水力電気が関西水力電気株式会社と合併した結果、会社解散となつたため常務取締役の任を離れるが、同月関西水力電気に採用され、その豊橋営業所長に就任。この時から以後しばらく東海地方の電力業界の統合といったビジネス面で活躍することになる。

一三年四月、早川電力株式会社浜松出張所長代理をも嘱託され、両社の業務を兼務する。同年七月東邦電力株式会社（関西水力電気が改称せしもの）から出向の命を受け早川電力の浜松出張所長に就任。同年一一月周智電燈株式会社取締役を兼任。一四年三月東邦電力を辞職し、東京電力株式会社浜松営業所長に就任。昭和三年（一九二八）七月朝比奈水力電気株式会社取締役就任、翌四年三月同社社長就任。この間平行して昭和三年八月には東京電燈株式会社の調査部にも籍を置いている。

静岡県志太郡朝比奈村所在の朝比奈水力の買収統合過程においては、大いに活躍し、昭和三年七月一九日付、東京電力株式会社小林営業部長あて「朝比奈電燈株式買取ノ件」によると、孝吉は資本金四万円、発行株式総数八〇〇株のうち七〇二株を買取ったことを報告している。その後も東京電燈の休職主事として朝比奈水力電気の整理經營に長く携わり、昭和一三年朝比奈水力が東京電燈へ譲渡される際は、社長として、東京電燈の社長小林一三と契約書を取り替えた。

昭和一四年四月ごろまでは、孝吉はまだ静岡市内に居を構えていたが、戦時統制経済の進行する中、電力業界の統合も完成した結果、自らの活躍の場はもはやここにはあらずと思ったのであろうか、あるいは還暦を迎えて帰心に誘

われたのである。一五年四月、京都市在の広済無盡株式会社の代表取締役に就任、続いて同年八月社長の地位に就いている。第二次大戦後は昭和産業相互銀行の取締役を勤めることが示すように、晩年の活動は金融業界に限られているようだが、・壯年期には多方面への活動の機会に取巻かれていたのではないかと思われる。『松岡家文書』の中に、大正八、九年ごろの城南物産株式会社・株式会社京都絵画新報社・大陸電球株式会社・城南製絲株式会社の設立趣意書類が今も残されているからである。

そうした孝吉が電力事業と並んで夢をかけた事業のひとつは鉄道業、その笠置電気鉄道は大正一一年三月に敷設許可の申請を行つたが、同年九月一四日付の鉄道大臣の指令でそれまでの苦労は水の泡と消える。その頃降つて湧いた話、関西水力電気の豊橋営業所長というサラリーマンの職務、いささか経験を積んでおり、広い視野に立つ構想も抱いていた電力業界、これに孝吉はその活躍の場を求めることに意を決したのである——大正一一年四月九日付の「日記」〔余附〕に家人にあらう「□ニ豊橋行ニ付心得ト覚悟ヲ申渡ス」と記している——。地元とはちがつて東海地方では地方名望家型企業家としての利点は大きく減殺されることが十分予想されるところだが、それを厭わなかつたところに孝吉の企業家としてのたくましさを見てよいと思われる。

三、山城水力電気・和束川水力電気⁽³⁾・笠置水力電気

大正期の一地方名望家型企業家である松岡孝吉の活動の原点、それは山城水力電気である。その第一回発起人会は大正六年六月開かれ、出席者は内貴清兵衛・木本光三郎・正田房次郎・松岡孝吉・稻葉弥吉・栗谷政七・豊岡米次郎・山本平三郎である。ところで、『木津町史 本文篇』(同町、一九九一年)は山城水力電気の発起人の中心を稻葉弥吉と想定しているかに見受けられるが、これから明らかにする史実と事の流れから判断して、企業家松岡孝吉こそが中

心人物であつたとみた方が正確であろう。稻葉は文字通りの資本家にすぎないと思われる。

こうした孝吉の構想を明確に伝えて いると思われる文献が、「山城水力電気株式会社創立趣意書」である。大正六年ごろに作成されたと推定できる。この趣意書は左のように説いて いる。

近時我国ノ工業ハ長足ノ進歩ヲ示シ、殊ニ歐洲大戰乱ノ影響ハ万里ノ海ヲ超テ吾国工業界ニ衝動シテ更ニ大活躍ヲ示セリ、其規模計画ノ雄大ナル真ニ未曾有ノ盛況ト謂フベシ、隨テ動力ノ要求ニ對シ水力電気ノ適応セルハ何人モ異議ヲ有セサル処、然ルニ我全國ニ於テ既ニ是ガ供給力ノ欠乏ヲ告ソツアルハ實ニ千秋ノ恨事、何物カ之ニ過ギン、此ニ於テ發起人等ガ和東川水力ヲ買取シ、次テ笠置水電ヲ收テ一駄ノ物トシ以テ些少ナリトモ邦家ノ此ノ機運ニ酬ニル處アラントス、抑々本流ハ其水源山城近江ノ國境ニ發シ京都府下ノ森林地帯ト称セラレ、巨大ノ杉檜櫛蒼トシテ昼尚暗キ謂所深山幽谿ノ地タル相楽郡湯船・東和束・中和束・西和束・瓶原村ノ五村ヲ貫キ、南北幾多ノ溪流ヲ合セテ木津川ニ注グ、聚水面積ハ約六平方里ニ涉リ、木津川流域中水源涵養ノ良好ナルハ無比ニシテ、他ノ諸川ノ如ク水位高低ノ差甚シカラズトモ、水位毎秒五十立方尺余ヲ降ラズ、發電所トシテ好箇ノ適地、此天賦ノ利源ヲ開キテ第一第二ノ發電所ヲ起シテ理論馬力七百六拾五馬力ヲ發生シ、以テ我国工業動力欠陥ノ一部ニ補セントス、而テ笠置水電ハ既ニ点燈營業ヲ開始セル一ノ有利ナル会社ニシテ、即チ現時ハ関西水電ヨリ電力ノ供給ヲ受ケ、以テ相樂綾喜二郡ニ点燈ヲ營業セリ、其營業權一切ノ什器建設物及ヒ之ニ屬スル全供給區域式捨式ヶ町村ヲ併セテ買取ス、之ガ買取価格ハ金武拾四万壱千七百余円ニシテ、現在点燈總數約七千武百箇、營業ノ実績ニ因ル一ヶ年、總収入金四万七千九百円、之ニ對シ毎年関西水電ニ支払フベキ電力料八千四百円ヲ合シタル総支出金武万七千武百円ニシテ是ガ利廻リハ即チ一ヶ年九分弱ニ該當ス、是本水力ノ特点ニシテ未ダ水力機械ノ運転ヲ待タズシテ、会社成立ト同時ニ利益ヲ生ムコトヲ得ルハ實ニ堅固ナル商行為ト云ベク、發起人ノ苦心亦

実ニ茲ニ存ス、仮ニ此儘ノ現状ヲ維持スルモ尚是ヨリ自然增收ノ促進スベキハ炳焉タリ、且又本会社成立シ笠置

水電ノ引渡ヲ了スルト同時ニ、同社ガ本年四月ヨリ蓄積セル營業利益金及諸種積立金壱千式百六拾円ハ即時本会

社株主ノ享有スル処ニシテ、株主ハ一回払込ヲ以テ其以前ヨリノ収益金ト以後日々ノ利益ヲ獲得ス、眞ニ之安価

有利ニシテ最モ安心スベキ確実ナル好投資物タルコトヲ信ズルモノナリ、而モ一面第一第二ヲ発電シテ予定ノ增

燈ヲ決行シ、從来他ニ仕払ツツアリシ年算約壹万円ノ電力料ヲ廃シ得テ、曾テ應ズルヲ得ザリシ昼夜間ノ動力供

給ヲ開始シ地方工業ノ發達ト一面索道ノ架設ニ因テ、南山ノ宝庫開発ニ便シ、将来予備発電所ヲ利シテ化學工業

ヲ兼當シ以テ一般ノ需給ニ貢獻シテ殖富ノ実ヲ挙ゲ、國富ノ進展ニ副ハントス、和東川水力ノ權利獲得ニ就テハ

別段何等ノ費用ヲ要セズ、唯前發起人ニ対スル僅少ノ脱退料ヲ要セシノミ、其有利ニシテ多望ナル、是ガ社運ノ

前途ヤ実ニ洋洋タリ、詳細ハ目論見書ニ掲記セリ

これにより、山城水力電氣は和東川水力と笠置水電を統合するための企業として、当初から予定されていたことがわかる。この文書を起草した人物はもちろん明記されていないが、松岡孝吉と推定したいところである。両会社買取構想の発案者であり、若き頃佐々木塾で漢学を修め、生涯丹念な日記を書き残した人柄からみて、その蓋然性は高いとしてよいであろう。

松岡孝吉の認めた「和東川水力電氣株式会社買取、笠置水力電氣株式会社買取、両件事業日記録」が残っているからである。この記録は大正五年六月六日の記事から事が起されている。左の文がある。

区長松本方ニテ節句日、道路第二改修工事設計ニ近藤愛三郎來、昼食ヲ共ニシ、其際和東水力買取、笠置(水買取)

ノ件談ス、自分実行スヘシト云オク

統いて九月二〇日の条があり、こう記す。

北条ノ依頼、地所取引ノタメ稻葉弥吉邸へ赴キ、其序ニ同氏ニ和束川及笠置電燈ノ件協議シ、買取着手ニ決定ス。松岡孝吉が発案者であることは、もはや動かしがたい史実といつてよい。同五年一月、松岡は「和束川水力電気見積書」を作成、翌六年從来の発起人中田菊松（相樂郡相樂村）、林庄右衛門（相樂郡西和束村）、西井行次郎（中和束村）、大西重三（中和束村）、山岡保（瓶原村）、森川利三郎（西和束村）、嘉納謙作（大阪市西区阿波座通五丁目）が脱退したあとに、稻葉弥吉（相樂郡木津町）、松岡孝吉・内貴清兵衛（京都市上京区東洞院御池北入船屋町）、木本光三郎（奈良市登大路町）、栗谷政一（大阪市西区京町通五町目）、豊岡米次郎（大阪市北区西野田草開町）、正田房次郎（神戸市元町通四丁目）、山本平三郎（神戸市楠町四丁目）があらたに発起人として加入した——先に述べた山城水力電気の発起人と顔触れは全く同一であることに注意——。同六年五月二七日のことである。続いて、同年九月一〇日に和束川水力電気株式会社仮定款、翌七年七月定款がそれぞれ作成されている。ただし、後者の時点で発起人に若干異動があり、粟谷と正田が抜けて、戸尾善右衛門（奈良県生駒郡都跡村）が新たに参加する。その会社創立総会は大正八年三月一日である。

他方、松岡孝吉が笠置水電の取締役に就任するのは先述のとく大正六年四月、第六回事業報告書に初めて五〇株の株主として名を現わす。同月さらにこれまでの取締役新井栄吉（大阪市西区江戸堀北通四丁目）と稻葉弥吉代理人松岡孝吉との間に株式譲渡契約が締結され、稻葉弥吉は一三三五株を取得して筆頭株主となり、同年八月には取締役社長に就任する。次いで、翌七年八月開催の臨時株主総会で左の点が可決されている。

(一) 笠置水電株式会社ノ営業権並ニ資産全部ヲ和束川水力電気株式会社ニ、大正七年六月拾五日現在貳拾五万八千參百六拾九円四拾參錢五厘ヲ以テ譲渡スルコト、尚未右期日以後ニ於テ増加シタル資産ニ対シテハ、前記金額以外ニ之レヲ評価決定シテ、之レヲ譲渡シ其代金ハ追加計上スルコト

(二) 右譲渡ノ実行期ハ和束川水力電氣株式會社成立ノ上、直ニ決定スルコト

(三) 前項実行期日及譲渡ニ関スル方法、並ニ附帶事項及譲渡結了後解散ニ關スル一切ノ手續及附帶事項ハ之レヲ

取締役ニ委任スルコト

この時、取締役社長は稻葉弥吉、常務取締役は松岡孝吉、取締役は豊岡米次郎であった。企業家松岡孝吉の当初の構想通り、着々と事は運んでいるといつてよい。先ず、笠置水電の買取（大正六年四月）から始まって、和束川水力電気の発起人交代（大正六年五月）、山城水力電氣第一回発起人会（大正六年六月）、笠置水電の営業権と資産全部を設立計画中の和束川水力電気へ譲渡決定（大正七年八月）と、構想は具体的に進行した。孝吉の構想の原点企業たる山城水力電気は——注(1)にも記したように、大正七年一月には設立されていたと推定せざるを得ないが——、大正八年三月設立の和束川水力電気を間もなく吸収する。ここに、松岡孝吉が大正五年六月から筆を起こしている「和束川水力電氣株式會社買取、笠置水力電氣株式會社買取、兩件事業日記録」と「山城水力電氣株式會社創立趣意書」に記された構想は一先ずその目標点に到達した。

四、笠置電氣軌道

東から延伸して來た関西鐵道の上野・加茂間工事が完成し、加茂駅が開業するのは明治三〇年（一八九七）一一月一日のこと、次いで三一年四月一九日に関西鐵道の加茂・大仏間が開業する。松岡孝吉は、そのころ三一年四月一四日付の日記に「今日ハ関西鐵道加茂奈良間仮開業式ヲ挙行、客車ヲ繋ギテ往復ス」と記した。鐵道が、當時文明開化・近代を切り開く象徴の代表の一つであつたからには、孝吉が自らの日記にこのような文言を記したことは、別に特記すべきことでもないかも知れない。が、後年、孝吉は笠置電氣軌道の建設構想を樹て、積極的にその実現方のため

動いているだけに、見逃がしがたい。

さて、大正一〇年二月敷設申請書が提出された笠置電気軌道株式会社はその意図を、「笠置電気軌道敷設並運輸営業許可申請書」で次のように述べる。

今般奈良県生駒郡伏見村大字西大寺ヨリ都跡村・平城村・京都府相楽郡木津町・加茂村・中和束村ヲ経テ笠置村大字南笠置ニ至ル沿道各地ニ於ケル交通運輸ノ便ヲ助ケ、其開発ヲ國ルト共ニ、古刹西大寺及附近ニ点在セル堂塔ニ寧樂朝文化ノ表象ヲ探り、名山笠置ニ遠ク延元帝ノ遺趾ヲ拝シテ遙ニ大楠公ヲ偲ヒ、冠絶セル山水ノ風光ヲ慕フ、年々是等数十万觀光人士ノ為ニ交通上遺憾ノ点ヲ補足シ、并テ現時動搖セル吾国思想界ニ対シ、思想善導ニ貢獻スヘク、古来一貫セル忠君奉公ノ念慮涵養ノ一瑞ニ資スルノ目的ヲ以テ、笠置電気軌道株式会社ヲ創立シ、電気軌道ヲ敷設シテ旅客并貨物運輸ノ業相當ミ度候

沿線各地の交通運輸の便を助けるのみならず、觀光開発にあわせて、「忠君奉公」の思想善導にも貢獻せんとするという謳い文句のもとに構想されたこの会社は、松岡孝吉を発起人総代として、他に京都府・京都市・奈良県・奈良市・大阪市・神戸市在住のもの九名でもって出発する。軌道は単線・軌間は四フィート八インチ二分の一、発電所と変電所は建設せず、山城水力電気株式会社から供給を受けることを予定する。松岡孝吉が、今回も中心にあって構想が樹てられたことは、孝吉による「笠置電気軌道株式会社創立日誌」が残つており、左のような記事が冒頭から書き記されていることから確かである。

大正九年十二月十三日

戸尾氏（山城水力電気株式会社社長……引用者注）及大阪ノ技師生山万策ト同行、笠置電気軌道計画ノタメ線路実地踏査、木津・加茂・笠置ヲ跋涉シテ調査ス、時ニ兩天ニテ大ニ困難ス、同時笠置温泉ニテ夕食シ、一同帰路

ニ就ク、生山氏ニ武百万円計画ヲ以テ書類図面調成ヲ嘱ス

大正十年一月八日

戸尾氏生山技師作成ノ図書ヲ笠置へ持参セルハ、同日内貴氏ト同所ニ於テ会合シ、笠置登山索道計画ヲナスヘク協定、戸尾氏ヨリ生山技師へ其書図調成ヲ托スルコトトス

一月十五日

内貴・稻葉両氏ト笠置ニ会シ、笠置電気軌道ノ資本ヲ參百万円ニ訂正計画トスルコトヲ、生山技師へ命スルコトニ協定、直ニ其旨ヲ申送ル

二月三日

笠野技師ヲ連レ京都府庁土木課へ赴キ、電気軌道免許申請ノ関係書類ノ写ヲ取ル

二月九日

生山技師ヨリ笠置登山鋼索鐵道免許申請図書送付ス

二月二十日

笠置電気軌道ノ発起人調印取ニ奈良大阪神戸ニ到リ泊ス

二月二十一日

引き続キ大阪豊岡米次郎方ニ赴キ、夫ヨリ京都泊ス

二月二十二日

京都内貴清兵衛氏ノ調印ヲ取り帰津ス

二月二十三日

奈良市鍵田忠次郎氏ノ調印ヲ取リニ赴キ、直ニ京都府庁ニ到リ、該免許申請書ヲ提出ス

二月二十六日

野尻岩次郎氏へ発起人追加ノ調印依頼状ヲ發ス

なお、「木津加茂笠置三駅荷客乗降数量取調表 大正八九二ヶ年度」と題する書類が残つており、前年ごろから前準備に入つていていたことが推測できる。

右の本線に加えて、枝線として奈良市中筋町から木津町に達する軌道敷設、さらに兼営事業として笠置山麓から山上に達する鋼索鉄道計画の一切を同一〇年四月決定、翌五月「一、一般旅客運輸、二、貨物運輸、三、当会社沿道開発利便ノ設備事業、四、有価証券ノ所有」を事業目的とする、資本金四二五万円の「笠置電気軌道株式会社定款」も作成された。本店は木津町においた。

翌一年三月、名称を笠置電気鉄道株式会社、資本金は五〇〇万円と、定款の一部を変更、戸尾善右衛門(奈良県生駒郡都跡村)、松本勝蔵(大阪市東区船越町)がその間死亡したので、残る松岡孝吉、稻葉捨造(相楽郡木津町)——弥吉の後継者——、内貴清兵衛(京都市東洞院御池北船屋町)、野尻岩次郎(京都府北桑田郡山国村)、鍵田忠次郎(奈良市北御町)、豊岡米次郎(大阪市北区野田草開町)、山本平三郎(神戸市楠町)、辻誠一(神戸市磯上通)の八名でさらに計画を推進したが、「大正十一年三月十日附申請鉄道敷設ノ件聽届ケ難シ」との鉄道大臣の指令が下り、一年九月一四日幻の鉄道に終わった。「寧樂朝文化ノ表象ヲ探リ名山笠置」に「山水ノ風光」を愛てる「数十万観光人士」を目当てとするこの構想は、すでに各地に見られた鉄道建設の一つの型であったが、国有鉄道の関西本線と余りにも競合する所が大きかったのであらうか、認可を得ることができずにつづったのである。

ここで注目されることは、笠置電気軌道すなわち笠置電気鉄道の発起人が、いざれも山城水力電気の株主であるだ

けでなく、上位の大株主でもある点である。大正一〇年四月現在山城水力の総株数一万株、株主数二一九名中、稻葉弥吉（一四五〇株、一位）、松本勝蔵（一〇六五株、二位）——なお一〇一〇株で三位の株主は東京在の帝国電燈株式会社——、戸尾善右衛門（五一五株、四位）、山本平三郎（四五〇株、六位）、松岡孝吉（三〇〇株、七位）、辻誠一（一一五〇株、八位）、内貴清兵衛（一〇〇株、九位）、豊岡米次郎（一〇〇株、九位）、野尻岩次郎（一〇〇株、一位）、鍵田忠次郎（一〇〇株、一二位）である。

これにより、笠置電氣軌道は、松岡孝吉の大正五年來の企業家活動の重要な一環、すなわち「和束川水力電氣株式会社買取、笠置水力電氣株式会社買取、両件事業日記録」と孝吉の構想の原点企業たる山城水力電氣の「株式会社創立趣意書」に明示される、孝吉の「地方工業ノ發達」から始まって「化学工業ヲ兼營」し、遂には「殖富ノ実ヲ挙ゲ、國富ノ進展ニ副ハシト」した企業家活動における、その構想の重要な構成要素たるべきものであつたと思われる。孝吉が資金を提供する単なる資本家ではなく、明確な構想をもつた地方名望家型企業家であったことは、笠置水電では五〇株、山城水力電氣では三〇〇株と、いずれも決して大株主とは云えないところに明らかであるといつてよからう。

五、おわりに

松岡孝吉のひととなりの項で述べたように、大正一一年五月孝吉は大電力会社のサラリーマンというべき一介の営業所長に大きく転身する。一地方名望家型企業家から一介のサラリーマンへという、孝吉のこの大転身を惹き起したのは、いかなる事情によるものであつたと考るべきであろうか。

大正一〇年五月一〇日付で、山城水力電氣株式会社取締役社長戸尾善右衛門と笠置電氣軌道株式会社発起人総代松岡孝吉との間で、「電力供給」に関する、一二条項からなる契約書が締結される。先に引用した創立日誌が示すように、

孝吉の構想はお座なりの利権目当てのものではさらさらなく、長時間をかけた企業家活動に由来するものであった。が、大正一〇年七月五日付の孝吉の日記に左の記載がある。

（前略）三条停留場ニテ鍵田氏ト会見、電鉄定款書渡シ、尚電軌ノ市役所并県庁側ノ辺運動方依頼ス、名古屋電灯ト合併談交渉方広瀬今朝同氏方へ来宅ニ付、進ムヘキ旨申置タリトノコトヲ、自分ノ考ヲ聞カレ、宜ク進歩方ヲ頼ムト答ヘオキタリ

と記し、さらに欄外に「松ヶ崎内貴ヘ電灯合併ニ付キ報知ス」と付加している。このころに合併話が出て來ていたことと、一方笠置電軌実現方に於てはなお尽力中であることがわかる。ところで、第一次大戦後の電力業界再編成の動きは、孝吉の山城水力電気を原点企業とする地方工業の発達、国富の進展の追求という企業家としての構想を、根底からゆるがせることになった。こうして、同大正一〇年九月二日、関西水力電気株式会社社長森久兵衛と山城水力電気株式会社社長戸尾善右衛門との間に、「関西水力電気株式会社と名古屋電燈株式トノ合併ノ成立ヲ前提トシテ」両社は会社合併するという合併仮契約書が締結される。翌一〇月一八日、山城水力電気は木津町相楽郡郡會議事堂で臨時株主総会を開催、この仮契約書を承認、関西水力電気と合併し、山城水力電気は解散することを可決した。⁽⁴⁾

こうして、松岡孝吉にとっては、その企業家活動の原点企業が消滅する一方、笠置電気鉄道の申請の方もその認可方に希望がかけられそうにない、と判断した孝吉は、大正一一年五月、関西水力電気の一介の営業所長として、第一次大戦後の電力業界再編成という大きなビジネスの世界の流れに身を投じ、国富の進展の動きの一端を担おうと考えたのはなかろうか。

地方名望家型企業家という概念は明治期に最もよく妥当するという。それに異論はない——表題で單に「地方企業家」として名望家型という用語を用いなかつたのはそのためである——。が、松岡孝吉の出自とその前半生はまじうことなく地方

名望家としての人生である。地方政界においても、地方経済界においても、地方名望家型企業家としての順調な動きを許さない経済界の状況、それがまさに、大正期ごとに第一次大戦後の日本が到達していた経済発展段階の現実であったといつていいのではないだろうか。それにしても、松岡孝吉を失った京都府相楽郡の経済界の傷手は大きかつたと思われる。相楽郡をはじめとする南部一帯が、長く田園風景をとどめたのには、さらに多くの他の要因も考えねばなるまいが、有能な地方名望家型企業家を失つたことも理由のひとつとして考えねばなるまい。こう書いてしまふと、松岡孝吉を余りにも高く評価しすぎる恐れもあるが、それにしても、企業家を抜きにしては、資本主義経済の発展も成長も語り得ない」ともまた事実であるからである。

注

(1) この間の事情につき、孝吉自身が大正一五年九月四日に認めた履歴書は、その業歴欄で大正八年三月「和束川水力電気株式会社成立、社名ヲ山城水力電気株式会社ト変更シ、全社常務取締役就任」と記している。が、同年の孝吉自筆の日記には「和束川水力株式会社創立総会開催」「午後一時重役会を開キ社長稻葉常務取締役松岡孝吉当選ス」(三月一一日)、「和束川設立登記終了ス」(三月一二日)、「和束川重役会」(四月一三日)、「和束川定期総会第一回通知状発ス」(五月一五日)などとあるだけで山城水力電気の文言は見当らない。大正九年一月二〇日の日記に「山城水電占株分」とあるのが、孝吉の日記での最初の記載である。しかし、現在残っている山城水力電気株式会社の事業報告で最も古いのは第三回のもので、その事業期間は大正八年一月一日から大正九年四月三〇日である。とすると、その第一回事業報告書は大正七年一月一日から大正八年四月三〇日の期間についてのものであったとせざるを得ない。また、後段でとりあげる「山城水力電気株式会社創立趣意書」の内容から推して、すでに成立していた山城水力電気に、和束川水力電気は間もなく「買取」られたものと取り敢えず判断しておくる。なお孝吉日記大正八年一月三〇日には「第二回株主総会ヲ開ク、無事終了(中略)来四日社務刷新ニ付キ緊急會議京都七条京桂屋ニテ開クコトセリ」とあり、山城水力電気第三回事業報告には「大正八年拾壹月參拾日京都府相楽郡木津町大日本武徳会京都支部木津支所ニ於テ第二回定時株主総会ヲ開催」とある。やや決定的史料が不足して

いるのが残念である。

(2) 笠置水電は後述するように、この時点では実質的には、すでに和束川水力電気に営業権と資産全部を譲渡したことになっている。

(3) 和束川水力は明治四〇年に認可を得ていたが、当初の発起人中田菊松（相楽郡相楽村）などによっては実行に移されず、「自然放置ノ姿ヲ以テ數年ヲ空ク過」（大正八年三月一日付発起人総代松岡孝吉による「会社創立ノ沿革概要」草稿）ごした。これを孝吉は資本金五〇万円の企業として実現することになる。

一方、笠置水電は大正二年に営業許可を得て操業に入り、現在する最初の事業報告書は大正四年一〇月一日から大正五年三月三一日の期間の第四回のそれであることから、第一回事業報告書の期間は大正三年四月一日から九月三〇日であったと判断して間違いはない。資本金は一〇万円の企業である。

なお、大正七年七月付の「和束川水力電氣株式会社創立趣意書」には、「発起人等ハ時代ノ趨勢ニ鑑ミ、厥然トシテ曩ニ獲得シタル天賦ノ水源ヲ擁セル和束川水利権ヲ活用シテ先ツ第一発電所ヲ完成セシムルト全時ニ、相楽綱喜二郡廿二ヶ町村ノ将来有望ナル産業地ヲ供給区域トセル笠置水電ヲ買収ゼンコトヲ期画セリ」とあるが、本文に記すように、最終的には、孝吉の構想の原点企業山城水力電気に、笠置水力電氣・和束川水力電氣とも吸収されたと、事実経過を理解しておきたい。

(4) 山城水力電氣の最終の事業報告書となつた「自大正十年五月一日至大正十年十月卅日第六回事業報告書」の「営業概況」を左に引用しておく。

第六回事業報告書

即チ本期ニ於ケル經營方針ハ制度諸務ノ革新ト共ニ電燈増設電力販売ノ普及ニ努力猛進着々トシテ予期ノ実績ヲ挙クルニ専心セルモ、此間當局ノ命令ニ係ル電線路及屋内改修工事ハ全区域ニ涉リ、其數量ノ廣汎ニシテ急施ヲ要シ、從業員ノ全力ヲ傾注シテ尚日モ之レ足ラズ、再二期間延長ノ已ム得サルモノアリテ、加之時ニ甚烈ナル大暴風雨ノ襲フ所トナリ、屢々水路ノ大破壊ハ発電ヲ不能ナラシメ、電柱電線ノ断倒ハ過クル所乱麻ノ如シ、應急処置ト復旧整理相連ギ、而シテ一方利潤增加ノ施工ト相俟テ、是等虧損セル工事ハ迫ル處ニ參差幅達一時ニ迫リ、之レガ進捗ニ若シ一步ノ緩ナルモノアランカ、前述ノ成果蓋シ測ル可ラズ、茲ニ於テ日夜督励焦慮実ニ苦心慘憺ナルモノアリシト雖モ、幸ニ社内ヲ拳ケテ全員相和シ誠意能ク共同一致ノ美ヲ體現シ、互ニ樂ミ相励ミ一意方針ノ遂行ヲ儘クセル結果、最善ノ能率發揮ノ結果ハ前期ニ比シ燈數ニ壹千百六十七燈、電力ニ在ツテ八十六馬力五ノ增進ヲ示シ、経済ニ於テハ突發的臨時費ヲ消化シ、更ニ前期ニ下ラザルノ成績ヲ得タ

ルハ、竊ニ一同ノ幸ヒトスル処ニシテ、聊カ株主諸君ノ意ヲ慰ムルヲ得バ所期ニ邇キモノト云フベシ　今ヤ本会社モ曩ノ臨時総会ニ於テ、関西水力電気株式会社ニ合併ヲ確定シテ解散ニ決シ、当社事業報告ヘ茲ニ第六回ヲ以テ終了ス、創業幾多ノ難障ヲ凌キ年ヲ閏スルコト三、報ヲ累ヌル六、追憶ノ感転タ切ナリ、然レドモ其間社内ノ誠意事ニ從フアリ、株主ノ翼賛亦宜シキヲ得テ日々社運ノ發展ヲ見、遂ニ本邦ノ三大会社トシテ就中現在将来ニ涉リ隆々タル勢、恰モ覇者ノ觀アル同社ト有利ノ条件ヲ提結シ、合併ヲ実現シタルハ寡ニ相互祝慶ニ堪エザル処ナリ、茲ニ株主諸君ノ愈々健在ヲ祈リ今後益々多望多幸ナランコトヲ期ス

(附記)　本稿で用いた史料は、いすれも京都府相楽郡加茂町史編纂室が蒐集したものである。自由な利用を許された同室に深く謝意を表したい。なお、本稿は『加茂町史第三巻近現代編』の第二章第二節交通の発達と河川の改修（藤田担当部分）のうちの松岡孝吉にかかる箇所に焦点をしづり、更に深く事実関係と史料を明確にしたものである。(一九九三年四月八日)